

2021 年 4 月 28 日
三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社柿安本店
代表取締役社長 赤塚 保正

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

当社は、2021 年 4 月 13 日付で作成した新設分割計画書に基づき、新設分割の方法によって新たに設立する株式会社KHフードサービス（以下「新設分割設立会社」といいます。）に、当社が営むレストラン事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙記載新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、1,000 株といたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙新設分割計画書のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社及び新設分割設立会社のいずれも、本分割の効力発生日以後における資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本分割により当社及び新設分割設立会社が負担すべき債務の履行については、問題ないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社柿安本店（以下「甲」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条（本分割）

甲は、本分割計画書に定めるところに従い、甲のレストラン事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、分割により新たに設立する株式会社 KH フードサービス（以下「乙」という。）が甲から承継する新設分割（以下「本分割」という。）を行う。

第2条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙 1「株式会社 KH フードサービス定款」に記載のとおりとする。なお、乙の本店の所在場所は、三重県桑名市吉之丸 8 番地とする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役） 岡本卓也、赤塚義弘

（設立時監査役） 樋尾清明

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙は、甲から、本分割に際して、別紙 2「承継権利義務明細」記載のと通りの資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、乙が甲から承継する資産及び負債は、令和 3 年 2 月 28 日現在の貸借対照表を基礎とし、これに第 7 条に定める乙の成立の日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

2.甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第5条（新設分割に際して交付する株式）

乙は、本分割に際して、甲に対し、第 4 条第 1 項に定める権利義務に代わり、乙の普通株式 1,000 株を交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 10,000,000 円

- | | |
|-----------|-----|
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第 7 条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、令和 3 年 6 月 1 日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第 8 条（簡易分割）

甲は、会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第 9 条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本事業と競合する事業を行うことができる。

第 10 条（条件の変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本分割の実行に重大な支障が生じたときは、甲は、必要に応じて本分割の条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第 11 条（規定外事項）

本分割計画書に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

令和 3 年 4 月 13 日

三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社柿安本店
代表取締役 赤塚 保正

別紙 1 株式会社 KH フードサービス定款

定 款

株式会社 KH フードサービス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 KH フードサービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店及び喫茶店の経営
- (2) 飲食店及び食品製造販売に関する技術援助及び経営指導
- (3) 弁当及び惣菜類の製造及び販売
- (4) 調味料の製造及び販売並びに飲料、酒類、及び日用雑貨等の販売
- (5) 不動産の賃貸及び管理
- (6) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を三重県桑名市に置く。

(会社の機関)

第4条 当社は、株主総会のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4, 0 0 0株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するときは、株主総会の承認を受けなければなら

ない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第9条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の変更)

第10条 当社の株式を当社以外の者から取得した者が、当社に対し当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するときは、当社の定める書式により請求書に署名又は記名捺印をしたうえで、これを当社に提出しなければならない。

2. 前項にいう手続きは、法令により共同してなすことを要しないものと定められている場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要のある場合は、あらかじめ公告をすることにより、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。
3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役社長の定めた順序により、他の取締役が招集する。
4. 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに議決権を行使することができる

株主に対して、その通知を発しなければならない。

5. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その株主総会において議決権を行使することのできる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなくこれを開催することができる。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役社長の定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款による別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の3分の2以上の議決権をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項について、議事録に記載し又は記録する。

2. 前項に基づき作成された議事録は、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 19 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 株主総会はその決議により、取締役社長のほか、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 23 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任)

第 24 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 25 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 27 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 29 条 当会社は、株主総会の決議により毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 30 条 剰余金の配当が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 31 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2022 年 2 月末日までとする。

別紙 2 承継権利義務明細

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、仕掛品、原材料、立替金その他一切の流動資産

(2) 有形固定資産：本事業に属する建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品

(3) 無形固定資産：本事業に属するソフトウェア

(4) 投資その他の資産：本事業に属する差入保証金、繰延税金資産、長期前払費用その他一切の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債：本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、資産除去債務その他一切の流動負債

(2) 固定負債：本事業に属する資産除去債務

3. 承継する契約上の地位

本事業に関して甲が締結した一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（但し、本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。）

4. 承継する雇用契約

本事業に従事する従業員（パート及びアルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

5. 許認可等

乙は、本事業に属する許認可、承認、登録、届出等で本分割により承継できるものはすべて承継する。